

専 決 処 分 書

平成29年度東大和市一般会計補正予算（第3号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年9月29日

東大和市長 尾崎 保夫

平成29年度東大和市一般会計補正予算（第3号）

平成29年度東大和市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ42,835千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32,171,470千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
14 都支出金		千円 4,655,046	千円 42,835	千円 4,697,881
	3 委託金	252,647	42,835	295,482
歳入	合計	32,128,635	42,835	32,171,470

2 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円	千円	千円
		3,014,417	42,835	3,057,252
	4 選挙費	77,992	42,835	120,827
歳 出	合 計	32,128,635	42,835	32,171,470